

令和8年(2026年)4月1日から

事業系ごみ（一般廃棄物） 処理手数料を改定します

成田市では、事業系ごみの減量化・資源化を推進するとともに、処理経費に対する受益者負担の適正化を図るため、令和8年4月1日から事業系ごみ（一般廃棄物）処理手数料を改定します。

事業者のみなさまにおかれましては、事業系ごみを処理するにあたり適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いします。

○改定の内容

	改定前 (令和8年3月31日まで)	改定後 (令和8年4月1日から)
手数料 (税込)	10kgあたり 220円	10kgあたり 250円

○事業系ごみの処理について

- ・事業所から発生するごみは家庭用のごみ集積所には一切出せません。
- ・市の処理施設に自己搬入するか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼してください。
- ・市で処理できる廃棄物は、一般廃棄物に限ります。産業廃棄物については、事業者の責任において適正に処理してください。

○改定後の手数料について

事業系ごみ処理手数料の改定に伴い、収集運搬業許可業者との契約額も変更となります。具体的な契約内容については、委託されている業者へご確認ください。

業者一覧は
こちら

